

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構中期目標を別紙のとおり公表する。

平成22年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

## 地方独立行政法人北海道立総合研究機構中期目標

道立試験研究機関は、時代のニーズや様々な課題に対応するために設立され、その設立の目的に応じて、道民生活の向上や道内産業の振興を目指して、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野、地域における課題等に対応した研究開発を行い、その成果を道民に還元する重要な役割を果たしてきた。

近年、国内外の社会情勢が急激に変動する中で、道民のニーズも、より複雑化し、多様化するなど、道立試験研究機関を取り巻く状況が大きく変化している。

道立試験研究機関がこれまで果たしてきた機能の維持及び向上を図り、これらの変化に柔軟に対応できる組織へと改革していくため、22の道立試験研究機関を単一の地方独立行政法人とすることとした。

新たに設立する地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）においては、職員が一丸となって、法人の総力を結集し、外部の様々な機関とも連携しながら、複合的な試験研究、技術支援等を推進し、道内産業の高度化や経済の活性化及び道民の暮らしの利便性や快適性の向上を図るとともに、食料問題や環境問題といった課題を見据え、未来に向けて夢のある北海道づくりに貢献する取組を進めていく。

法人が、幅広い領域における研究、技術支援等の推進に当たり、理事長のマネジメントの下、自律的、効果的な運営、職員の意欲を生かす人材登用、外部との連携の強化等による組織の活性化を図りながら、総合力を発揮することにより、北海道の試験研究機関としての役割を果たしていくことができるよう、中期目標を定める。

### 第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 研究の戦略的な展開及び成果の普及

道民のニーズに迅速かつ的確に対応するため、法人の有する研究資源を有効に活用し、基盤的な研究、先導的な研究、外部資金を活用した研究等を実施する。

また、道の施策を踏まえ、選択と集中の観点に立って、研究の重点化や外部との連携を推進し、将来を見据えた研究を戦略的に展開する。

さらに、研究活動の活性化や透明性の確保のため、客観的な研究の評価を実施するとともに、これらの研究で得られた成果や知見が有効に利活用されるよう、積極的な普及に努める。

#### (1) 研究ニーズへの対応

道民、企業、道をはじめとする行政機関等から幅広くニーズを収集し、研究課題の選定と実施について、迅速かつ的確に対応する。

#### (2) 研究の重点化及び推進方向

##### ア 基盤的な研究、先導的な研究等の実施

各研究分野の特性を踏まえながら、法人内はもとより、外部との連携を十分に図り、技術力の維持、向上等に必要な基盤的な研究、新たな研究開発につながる先導的な研究、環境、資源等の継続的な調査、地域固有のニーズに対応した研究、実用化につながる研究等を実施する。

また、道との緊密な連携の下に、道が施策を策定し、推進する上での基礎となる調査や行政ニーズに対応した研究を実施する。

##### イ 研究の重点化及び戦略的な展開

道の重点施策等を踏まえ、法人が有する研究資源を有効に活用するとともに、その重点化と適切な配分を行いながら、研究の戦略的な展開を図る。

研究の重点化に当たっては、北海道の特性や優位性を生かした道内産業の振興、イノベーションの推進による新たな産業の創出、北海道の豊かな自然環境の維持、向上等の観点に立って、緊急性の高い研究、道の重要な施策に関する分野横断的な研究等を、法人内はもとより、企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との緊密な連携の下に実施する。

##### ウ 外部資金を活用した研究の推進

企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携を図り、公募型の研究、法人と企業等の技術や知見を活用した研究、企業等からの依頼による研究を積極的かつ柔軟に実施する。

##### エ 研究の推進方向

研究の推進方向は、別紙のとおりとする。

なお、企業、大学、国等の研究機関及び行政機関と共同して実施する研究については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（平成26年度）
外部との共同研究の件数	200件

(3) 研究評価の有効活用

法人の内部における点検評価及び外部有識者による幅広い観点からの評価を行い、その結果を研究テーマの設定、研究業務の実施と進ちょく管理、研究成果の活用、事業運営等に反映させる。

(4) 研究成果の利活用の促進

研究により得られた成果や知見が有効に利活用されるよう、迅速かつ的確な普及に積極的に取り組む。

なお、これらについては、数値目標を設定して取り組む。

2 総合的な技術支援及び社会への貢献

必要な知見や情報の蓄積を行い、多角的な視点から技術支援を推進する。

また、地域産業の担い手の育成、国際協力事業への参画、災害発生時の対応等を通じて、社会貢献に努める。

(1) 技術相談及び技術指導の実施

地域や企業等に対して、分野横断的な連携や外部との連携を図るなどして、幅広い観点から技術的な相談や指導を行う。

また、利用者の要望に応じた機動的なサービスの提供を行う。

(2) 依頼試験等の実施及び設備等の提供

企業等からの依頼により、試験、分析、測定等を迅速かつ適切に実施するとともに、試験機器等の設備及び施設を開放し、企業等の研究開発に必要な支援を行う。

また、利用手続の簡素化等により、利便性の向上を図る。

(3) 知的財産の有効活用

新しい技術、重要な知見及び優良品種について、特許等の出願及び適切な管理並びに企業等への実施許諾の促進を図り、法人の知的財産として有効に活用する。

なお、知的財産の活用については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（平成26年度）
特許等の実施許諾の件数	110件

(4) 担い手の育成及び社会への貢献

新しい知見や必要な技術を伝え、企業等の技術者や地域産業の担い手の育成を支援する。

また、子どもたちの科学技術に対する理解の増進、国や道が実施する国際協力事業への参画等を通じて、社会貢献に取り組む。

(5) 災害時等の緊急対応

災害及び事故の発生時において、緊急に対応が必要な場合には、調査の実施、道や市町村への技術的な協力等の必要な支援を迅速かつ的確に実施する。

3 連携の推進

外部機関との連携を積極的に進めるとともに、行政機関との効果的な連携を図る。

また、これらの機関との人材交流や研修を通じ、職員の能力向上を図る。

なお、連携の推進については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（平成26年度）
事業を伴う連携協定等の締結の件数	10件

(1) 外部機関との連携

企業、大学、国等の研究機関、関係団体、金融機関等と連携し、コーディネート機能を強化することによって、研究、普及、技術支援等に関する事業を効果的に推進する。

(2) 行政機関との連携

国、道及び市町村と連携し、情報の共有とその積極的な活用を図る。

また、農林水産分野については、道の普及組織との連携体制を構築する。

(3) 人材の交流及び育成

企業、大学及び国等の研究機関との人材交流を柔軟に行い、組織の活性化を図る。

また、これらの機関との連携や研究に関する研修を通じて、職員の能力の向上と研究機能の強化を図る。

#### 4 広報機能の強化

多様な手段を用いて分かりやすい広報を行い、法人の活動に関する情報を広く道民に伝える。

また、法人がより一層道民に活用されるよう、幅広く積極的に働きかける。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 組織運営及び組織体制の改善

##### (1) 組織運営の改善

設立の目的や中期目標の達成に向け、選択と集中の観点に立って、社会情勢の変化に対応した研究の重点化等を図り、予算や人員配置の弾力的な運用による戦略的な資源配分を行うとともに、意思決定の迅速化を図り、効果的、効率的な組織運営を行う。

##### (2) 組織体制の改善

道の施策や社会情勢の変化を踏まえ、業務の実施状況、拠点のあり方等を的確に検証し、効果的、効率的な運営を行う観点から、組織の見直しを行う。

#### 2 業務の適切な見直し

##### (1) 事務処理の改善

業務内容を不断に見直し、事務処理の効率化を進める。

##### (2) 道民意見の把握及び業務運営の改善

法人の活動に関して、道民、市町村、関係団体等から幅広く意見を把握し、業務運営の改善に反映する。

#### 3 人事の改善

##### (1) 柔軟な人事制度の導入

柔軟な人事制度を取り入れ、職員人事の活性化を進め、研究の質の向上を図る。

##### (2) 人材の確保及び育成

優秀な人材の確保に努めるとともに、組織、研究等のマネジメントや外

部とのコーディネートを担うことができる人材を育成する。

### (3) 人事評価制度の導入

公正かつ適正な人事評価制度を導入し、業績や貢献度を反映させることにより、職員の意欲と能力の向上を図る。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務の基本的事項

透明性の高い経営に努め、経営効率の改善を進める。

なお、財務運営の効率化については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値
財務運営の効率化	運営費交付金を充当して行う業務は、少なくとも前年度比1%縮減

### 2 外部資金その他の自己収入の確保

企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携を進め、外部資金の獲得を図るとともに、自己収入を確保する取組を進め、財務の安定化を図る。

### 3 経費の効率的な執行

経費の執行について不断に点検するとともに、職員のコスト意識を醸成し、経費の効率的な執行を図る。

### 4 資産の管理

資産を適切に管理するとともに、効率的な活用を図る。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設及び設備の整備及び活用

施設及び設備の適切な維持管理及び効果的な活用により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減に努めるとともに、中長期的な視点に立ち、施設の改廃を含め計画的な整備に取り組む。

### 2 法令の遵守

役職員は、業務執行に当たり、常に、法令を遵守するとともに、中立性及び公平性を確保する。

### 3 安全管理

職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、事故等の未然防止に努める。

### 4 情報セキュリティ管理

個人情報、企業情報等の職務上知り得た秘密事項について、漏えい防止策を講ずるとともに、適切な管理を行う。

### 5 情報の共有化の推進

法人内部のネットワークシステム等を活用して、情報の共有化を一層進め、効果的、効率的な業務を推進する。

### 6 情報公開

道民に開かれた試験研究機関として、積極的な情報の公開及び提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

### 7 環境に配慮した業務運営

業務の運営に際しては、環境に配慮した運営に努める。



(別紙)

## 研究の推進方向

研究の推進方向は、道が策定しているほっかいどう未来創造プラン、北海道科学技術振興戦略及び各研究分野に関連する条例等の理念を踏まえ、次のとおりとし、その実施に当たっては、各研究分野の専門性やこれまでの研究成果等の多様な蓄積を生かしつつ、分野横断的な研究の推進、研究の重点化等の戦略的な展開を念頭に置き、取り組むこととする。

### 1 農業に関する研究の推進方向

北海道農業・農村振興条例、北海道食の安全・安心条例等の理念を踏まえ、次のとおり戦略的かつ効率的な研究を推進し、北海道の農業・農村の振興及び発展に資するものとする。

#### (1) 豊かな食生活を支える農業の推進

我が国最大の食料供給地域として、食料自給率の向上に寄与するとともに、消費者の信頼にこたえる安全・安心で良質な農産物を安定的に供給していくため、生産性や品質の向上に向けた技術開発を推進する。

#### (2) 環境と調和した持続的な農業の推進

北海道の豊かな自然環境と調和した農業生産を進め、消費者の安心を支えるため、クリーン農業や有機農業、環境負荷低減の取組等による持続的な農業生産技術の開発を推進する。

#### (3) 地域の特色を生かした農業・農村の振興

地域の特色を生かした農業・農村の振興を図るため、気象・土壌条件や地理的・社会的条件に応じた地域の諸課題を解決するための試験研究や技術開発を推進する。

### 2 水産に関する研究の推進方向

北海道水産業・漁村振興条例等の理念を踏まえ、次のとおり戦略的かつ効率的な研究を推進し、北海道の水産業・漁村の振興及び発展に資するものとする。

#### (1) 地域を支える漁業の振興

我が国最大の漁業生産拠点である北海道の基幹産業として、漁業を将来に

わたって維持し、活力のある地域づくりを進めるため、水産資源の動向や環境をモニタリングするとともに、地域の特性を生かした資源管理や栽培漁業に関する試験研究や技術開発を推進する。

#### (2) 水産物の安全性の確保及び高度利用の推進

道産水産物の安全性を確保し、品質に対する評価を高めるとともに、限られた資源の有効利用を図るため、地域の水産物の品質管理や付加価値の向上、未利用資源の有効利用等に関する試験研究や技術開発を推進する。

#### (3) 自然との共生を目指した水産業の振興

北海道の豊かな自然環境との共生を目指した水産業の振興を図るため、海域及び内水面の環境評価、海況変動の予測、水域生態系の保全等に関する調査研究を推進する。

### 3 森林に関する研究の推進方向

北海道森林づくり条例等の理念を踏まえ、北海道にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り育て、将来の世代に引き継いでいくため、次のとおり戦略的かつ効率的な研究を推進し、北海道の森林づくり並びに林業及び木材関連産業の発展に資するものとする。

#### (1) 地域の特性に応じた森林づくり及びみどり環境の充実

森林に対する道民の多様な要請にこたえるため、森林の多面的機能の持続的な発揮、生物多様性の保全、身近なみどり環境の充実、道民の森林づくり活動の支援等に向けた試験研究や技術開発を推進する。

#### (2) 林業の健全な発展及び森林資源の循環利用の推進

森林資源の循環利用を進めるため、持続的な林業経営の推進、森林資源の充実、森林バイオマスの総合利用の推進等に向けた試験研究や技術開発を推進する。

#### (3) 技術力の向上による木材関連産業の振興

道内木材関連産業の競争力を強化するため、多様なニーズに対応した道産木材・木製品・特用林産物の高付加価値化、木材加工技術や生産・流通システムの高度化等に向けた試験研究や技術開発を推進する。

### 4 産業技術に関する研究の推進方向

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例等の理念を踏まえ、次のとおり北海道における産業技術の高

度化を支援する研究を推進し、道内産業の振興及び発展に資するものとする。

(1) 道内産業の振興を図るための産業技術の高度化

産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、豊富な地域資源を活用する北海道の優位性を生かした産業、経済波及効果の高い加工組立型工業、これらを支える基盤技術産業等の道内産業の振興に向けた試験研究や技術開発を推進する。

(2) 成長が期待される新産業・新事業の創出

情報技術(I T)、バイオテクノロジー、環境関連等の成長性の高い産業分野における新産業・新事業の創出に向けた試験研究や技術開発を推進する。

(3) 一層の競争力を持った道産食品を生み出す力強い食品工業の構築

安全・安心で付加価値の高い加工食品づくりを進めるとともに、道産食品のブランド力の向上を図り、国内外への販路開拓・拡大を進めるための試験研究や技術開発を推進する。

5 環境及び地質に関する研究の推進方向

北海道環境基本条例、北海道防災対策基本条例等の理念を踏まえ、次のとおり環境及び地質に関する研究を推進し、北海道の良好な環境の保全、災害の防止と被害軽減等に資するものとする。

(1) 循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な社会の実現

北海道の良好な環境を守り、将来の世代に引き継いでいくため、地球環境や生物多様性の保全、循環型社会の形成を基本とした環境の保全と創造、安全・安心な地域環境の確保等に関する調査研究を推進する。

(2) 地質・沿岸災害の防止及び被害の軽減

地質現象や海洋現象に起因する自然災害や事故等による環境破壊について、要因となる現象の解明、活動時期・規模・場所の予測、災害リスク評価等の調査研究を推進する。

(3) 資源の適正な開発・利用及び環境保全

産業や社会の維持・発展に必要な天然資源の安定的な確保と環境負荷の低減について、自然界の物質循環の解明、地質・水質汚染に関する浄化技術等の調査研究や技術開発を推進する。

(4) 情報基盤の整備及び高度利用

環境及び地質に関する情報を誰もが容易かつ円滑に利用できるようにする

とともに、様々な行政施策の推進や調査研究の高度な展開に資するため、基盤となる情報の整備や統合・解析等の高度活用技術に関する調査研究や技術開発を推進する。

## 6 建築に関する研究の推進方向

北海道住生活基本計画等の理念を踏まえ、北方地域における住まい、建築物及びまちづくりについて、次のとおり北海道の環境、暮らし及びこれらの関連産業を支える総合的な研究を推進し、人や地球にやさしい建築に資するものとする。

### (1) 建築物及びまちづくりにおける環境負荷の低減

温室効果ガスや建築系廃棄物の排出量を抑制し、環境負荷の低減を進めるため、建築物及びまちづくりにおける省エネルギー、自然・未利用エネルギーの利用、地場資源の利用等に関する調査研究や技術開発を推進する。

### (2) 快適で安全・安心な住環境の創出

道民一人一人の快適で安全・安心な生活を実現するため、高齢者や子育て世帯が暮らしやすい住まいづくり、建築物の安全性の向上、災害等に対応した安全なまちづくり等に関する調査研究や技術開発を推進する。

### (3) 自立型経済を支援する住宅・建築産業の活性化

自立型の北海道経済の構築に向け、建築物の運用・長期活用技術の開発、効率的かつ効果的な社会資本の整備、地域運営のためのまちづくり等に関する調査研究や技術開発を推進する。